第二十号様式(第五十条関係)(A7)

(表)

年　　月　　日交付第　　号(使用期間1年)

職　　名	氏　　名	生　年　月　日

建築物の耐震改修の促進に関する法律第41条第2項の規定による

立　入　検　査　証

(所管行政庁名)　　印

(裏)

建築物の耐震改修の促進に関する法律抜粋

第41条　国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し支援業務若しくは資産の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、センターの事務所に立ち入り、支援業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。